

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和6年度第2回)

審議事項 第1号

指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補
者の募集について

令和6年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者募集要領

1 趣旨

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条及び第115条の2の規定による指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者等」という。）の指定を受けようとする法人（以下「指定候補者」という。）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 内容

(1) 床数

混合型特定施設入居者生活介護 224床

なお、特定施設入居者生活介護の居室定員は1人です（夫婦で利用の居室を除く。）。

(2) 対象

ア 既存の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の指定

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）のうち、有料老人ホームに該当するもの（以下「有料老人ホーム等」という。）であって、その定員の全てについて指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けようとする法人。

イ 特定施設入居者生活介護事業所の創設

有料老人ホーム等を創設するものであって、その定員の全てについて指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けようとする法人。

同一法人において区分ア・イの双方に応募することは可能ですが、同一法人における応募可能床数の合計は、(1)の床数を上限とします。

(3) 指定候補者の有効期間

指定の有効期間の始期が、令和9年4月1日までの指定を受けるものに限り有効とします。指定申請については旭川市の関係部局と打合せの上で申請してください。

(4) 募集期間

令和6年 月 日（ ）から令和6年 月 日（ ）まで

募集期間は高齢者福祉専門分科会の審議後に決定します

3 参加資格要件

参加資格要件は、次の全てを満たす法人とします。

(1) 有料老人ホームにあつては、2 - (2)の整備に係る事業開始日までに事業開始の届出を行っていること。

サービス付き高齢者向け住宅にあつては、2 - (2)の整備に係る事業開始日までに事業開始の報告を行っていること。

(2) 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号に該当する者でないこと。

(3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(4) 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25

年旭川市条例第29号)に規定する指定特定施設入居者生活介護の基準及び旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年旭川市条例第32号)に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の基準における設備に関する基準を満たしていること(様式4「特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート」に示す基準を満たすこと)。なお、耐火建築物及び準耐火建築物でない木造の有料老人ホームであって、2階建て以上の構造を持つものは、当該基準に適合しないため参加できません。

- (5) 指定の有効期間の始期が、令和9年4月1日までの指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定が受けられる見込みがあること。
- (6) その他指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業を実施するに当たり、関係法令に照らし必要な要件を備えた法人が運営するものであること。
- (7) 当該法人・事業所に市税(法人市民税、事業所税及び固定資産税(特別区にあっては、法人住民税、法人事業税及び固定資産税))並びに消費税及び地方消費税)の滞納がないこと。

4 応募書類

(1) 内容

ア 様式1「指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者指定候補者応募申請書」

イ 様式2「誓約書」

ウ 様式3「各室面積一覧表」

エ 様式4「特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート」

オ 法人代表者の経歴

カ 過去3事業年度分の法人の財務状況に関する書類(資金収支計算書、貸借対照表等)

法人の設立時期により、過去3事業年度分の書類が提出できない場合は、設立年度以降の分を提出してください。

キ 本応募に係る施設整備等の費用(建物や土地の確保、主な備品の購入費及び開設までの人材確保や給与等)についての財源内訳(自己資金、借入、補助等の区分に分けて整理したもの)の予定表

借入を行う予定の場合は、借入及び利息の予定額についての返済計画がわかる書類も提出してください。

ク 位置図、平面図及び建物求積図(廊下幅及び各室の面積がわかるもの)

ケ 土地・建物の登記事項証明書、賃貸借契約書(写)等(所有・賃借している場合に限る。)

2-(2)-イの整備であって、応募の段階で土地・建物の売買契約又は賃貸借契約を締結していない場合、公募で指定候補者として選定された場合に、当該物件の売買契約又は賃貸借契約を締結する旨を明記した条件付き契約書や予定契約書等をご提出ください。

コ 建築確認済証(写)、消防設備等検査済証(写)、非常用設備の位置図(既存建物の場合に限る。)

サ その他 必要に応じて関係書類を添付することを可とします。

シ ア、ウ及びエのデータ(ファイルの形式を変換せず、そのまま提出すること。)

(2) 提出期限

令和6年 月 日() 午後5時まで

(3) 提出部数

提出期限は募集期間の終期と同じです。

上記応募書類をフラットファイルにつづり、4(1)に示す各項目に対応したインデックスを貼付した上で、正本1部、副本8部を提出してください。

(4) 応募書類の配付

旭川市ホームページからダウンロードしてください。

(5) 提出先

旭川市福祉保険部長寿社会課窓口(旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎2階14番窓口)に持参してください。提出いただく際に、提出書類の形式的な審査を行いますので、郵送での応募書類の提出はできません。また、ファックス等での提出もできません。

なお、4(1)シの提出先メールアドレスは次のとおりです。

chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

(6) 提出された応募書類の修正等

提出された応募書類の修正、変更はできません。ただし、本市から修正を求めた場合はこの限りではありません。

(7) 注意事項

ア 費用負担

応募書類提出に要する費用は、全て応募者の負担とします。

イ 応募者の失格

応募に関し、次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

(ア) 参加資格要件を満たさない応募をしたとき。

(イ) 応募書類を期限内に全て揃えられなかったとき。

(ウ) 応募書類に虚偽の記載があったとき。

(I) (1)エ「特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート」に記載されている基準を満たしていないとき。

(オ) 4(1)アの添付書類において、人員配置計画の内容が指定基準を満たしていないとき。

ウ 応募書類の返却

提出された応募に関する全ての書類は、返却しません。

エ 同一法人が複数の事業所に係る応募を行う場合

応募書類は、事業所毎に提出してください。

5 応募時の留意事項

(1) 4(1)エ「特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート」に記載されている基準を満たしていること確認し、応募してください。

提出資料の内容等により基準を満たしていないことが判明した場合、当該事業所は失格となります。(選定の対象外となり、採点は行いません。)

(2) 関係法令の遵守について

施設の整備計画は、老人福祉法、介護保険法、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律201号)、消防法(昭和23年法律186号)その他の関係法令を遵守するものとし、必要に応じて関係機関と事前に協議の上、計画を策定してください。

(3) 指定候補者からの辞退について

指定候補者として選定後に辞退をすることは、本市の施設整備計画に大きな支障をきたしますので、確実に実施可能と見込まれる整備計画を策定した上で、応募してください。

なお、指定候補者として選定された後に辞退した場合、その理由等によっては、一定期間、本市における高齢者福祉施設の募集に対し応募することを禁止することがあります。

(4) 整備に係る補助金について

事業所の新築、増築又は増改築を行う場合、北海道から本市に交付される交付金を活用して実施する補助金の交付対象となりますが、令和6年度分の申請は終了しています。補助金

の交付決定前の着工は補助対象外となりますので、補助金の交付を受けて整備を行う場合は、令和7・8年度の着工となります。

なお、補助金受領後の事業廃止や別事業への転用等を行う場合、原則補助金の返還が必要となります。

参考

地域密着型サービス等整備助成事業（定員29人以下の特定施設入居者生活介護事業所等の創設、増床、改築及び増改築が対象）

令和6年度交付基準額4,880千円×整備床数

介護施設等の施設開設準備経費支援事業（創設、増床、改築及び増改築を行う特定施設入居者生活介護事業所等の備品購入等が対象）

令和6年度交付基準額914千円×定員数

申請事業者数等により減額や不採択となる場合があるほか、令和7・8年度は同補助が実施されない可能性もあります。

質問の受付期間・回答期日は、募集期間に応じて決定します

6 質問の受付

本募集に関する質問は、令和6年 月 日（金）午後5時まで受け付け、質問に対する回答は、令和6年 月 日（ ）に本市ホームページに掲載します。

質問は別紙「質問票」を用いることとし、持参、郵送、ファックス、電子メールに限り受け付けます。募集期間外の質問、電話及び面談での質問は受け付けないこととし、これに反した場合、この募集に関し失格とすることがあります（質問票持参時は窓口職員に渡してください。）。

なお、次に掲げる事項については、法人として十分承知し、本募集に応募するものと考えますので、これらに関する質問にはお答えしません。

- (1) 「旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する有料老人ホームの基準に関すること。
- (2) 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に規定する指定特定施設入居者生活介護の基準及び旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の基準に関すること。

7 選定

(1) 選定方法

別紙「令和6年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者選定要領」に基づき選定します。

(2) 説明会及びヒアリング

本募集に関する説明会及びヒアリングは実施しません。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者に郵送で通知します。

(4) 選定結果の公表

選定の結果、指定候補者となった応募者については、本市ホームページで公表し、それ以外の応募者については公表しません。

なお、選定結果の公表は、令和6年12月を予定しています。

(5) 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合、応募者を失格とします。

ア 応募に際して信義に反する行為又は選考の公平性に影響を与える行為があったとき。

イ 募集開始から選定結果公表までの期間,本件業務に直接従事又は関係する本市職員又は旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員に対し,不正な行為又は不正を疑われるような行為(接触)をしたとき。

8 選定後

(1) 計画内容の変更について

指定候補者として選定から事業者指定までの間,本募集時の計画内容を変更することは,原則として認めません。やむを得ず変更が生じる場合は,必ず事前に本市の承認を受けてください。なお,本市の承認なく本募集時の計画内容から変更等を行った場合には,8(3)のいずれに該当しない場合であっても失格とすることがあります。

(2) 指定候補者の権利譲渡等の禁止

指定候補者として選定後,指定候補者としての権利は,第三者に譲渡等することはできません。

(3) 選定後の取消し

次のいずれかに該当する場合,指定候補者としての選定を取り消します。

ア 選定された指定候補者が自ら候補を辞退するとき。

イ 指定候補者の決定後に,7(5)に該当することが判明したとき。

ウ 計画書において提案した内容を実行することが不可能となり,選定に影響する事項の変更等,元の計画から大きく逸脱する計画等となったとき。

エ 指定候補者の決定後,指定について市の指導に従わないとき。

オ 指定候補者の計画に,選定後事情の変化により重大な不備のあることが判明したとき。

(4) その他

指定候補者となった応募者は,介護保険法に基づく指定事務を行う旭川市福祉保険部指導監査課と協議し,開設までの準備を進めることとなります。

事業を計画するに当たっては,選定結果の公表後の令和6年12月以降に介護保険法に基づく指定申請等ができるものとしてお考えください。

特定施設入居者生活介護の利用者は,居宅療養管理指導を除く他の居宅サービス・地域密着型サービスを受けることができません。福祉用具貸与等が必要な場合は事業者の費用負担による提供となります。

9 問合せ先

担当部課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目旭川市総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課地域包括ケア推進係

電話 0166-25-9797

ファックス 0166-29-6404

電子メール chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

担当 菅野

質 問 票

法人名称

担 当

連 絡 先

(質問内容を確認するため、旭川市の担当者から連絡する場合があります。)

質 問 内 容

(様式1)

指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
指定候補者応募申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市長

主たる事務所の所在地

申請者(事業所運営法人) 名称

代表者の氏名

指定特定施設入居者生活介護事業者・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定候補者
選定に、次のとおり応募申請します。

1 申請者の概要

フリガナ					
名 称					
主たる事務所の 所 在 地	(〒 -)				
	(ビルの名称)				
連 絡 先	電話番号		FAX 番号		
法 人 の 種 別					
代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏 名		生年 月 日
代 表 者 の 住 所	(〒 -)				
	(ビルの名称)				
申請者が運営す る 他 の 事 業 所 (欄 が 足 り な い 場 合 は 任 意 の 別 紙 に 記 載 し て か ま い ま せ ん) 今 回 , 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 を 行 お う と す る 事 業 所 を 除 く	種別	事業所名	所在市町村	規模(定員等)	

2 混合型特定施設入居者生活介護事業所計画概要

整備区分 応募する整備区分 に○を付けてください	ア 既存の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の指定 イ 特定施設入居者生活介護事業所の創設								
整備を行おうとする事業所の名称・住所	名称								
	住所								
	整備を行う事業所の位置がわかる資料を添付すること 整備区分イの場合は仮の事業所名も可								
整備床数 (=定員) 該当する整備 区分のみ記載	ア	床							
	イ	床							
	特定施設入居者生活介護の居室定員は1名であることに注意(夫婦での利用を除く)								
入居中の利用者の要介護度と人数 (令和6年4月1日現在) 整備区分アのみ	自立	要支1	要支2	要介1	要介2	要介3	要介4	要介5	合計
入居率 (利用者合計÷床数)×100 (令和6年4月1日現在) 整備区分アのみ	人 ÷ 床 × 100 = %								
設置届出 (予定)年月日 (サ高住については登録(予定)日及び入居開始(予定)日)	有料老人ホーム	設置(予定)年月日			年 月 日				
		事業開始(予定)年月日			年 月 日				
	サービス付き 高齢者向け住宅	登録(予定)年月日			年 月 日				
		入居開始(予定)年月日			年 月 日				
建物概要	階	数							
	構	造							
	延	床 面 積							

建物及び土地の 所 有 の 状 況 当てはまる説 明に○を付けてく ださい 自己所有又は 賃貸借契約を結 んでいる場合は、 そのことを証する 書類(登記簿又は 賃貸借契約書の 写し等)を添付 すること	建	物		自己所有している
				賃貸借契約を結んでいる
				これから取得(自己所有)する予定
				これから賃貸借契約を結ぶ予定
	土	地		自己所有している
				賃貸借契約を結んでいる
				これから取得(自己所有)する予定
				これから賃貸借契約を結ぶ予定
同一の建物で実 施する他の事業				

その他の関係資料の添付は任意とします。

書ききれない場合は、別紙に記載していただいてもかまいません。

3 応募施設の方針等について(末尾に文字数を記載してください。)

1 各選考項目における審査事項及び配点については,選定要領別表1を参照してください。

2 書ききれない場合は,別紙に記載していただいてもかまいません。

選考項目1 趣意・運営方針等について

(A4用紙1枚800字以内とし,資料がある場合は,別紙としてA4用紙1枚以内で添付してください。(末尾に文字数を記載))

(○○○字)

選考項目2 入居者の処遇等について

(A4用紙2枚1,800字以内とし,資料がある場合は,別紙としてA4用紙1枚以内で添付してください。(末尾に文字数を記載))

(○○○字)

選考項目3 事業所の立地について

(A4用紙1枚800字以内とし,資料がある場合は,別紙としてA4用紙1枚以内で添付してください。(末尾に文字数を記載))

(○○○字)

選考項目4 地域社会への貢献等について

(A4用紙1枚800字以内とし,資料がある場合は,別紙としてA4用紙1枚以内で添付してください。(末尾に文字数を記載))

(○○○字)

選考項目5 介護従事者の処遇等について

(各種手当込みの実質的な賃金及び休暇等の福利厚生並びに指定基準を満たすための人員配置計画についても具体的に記載すること((参考様式)従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表も添付)。また、必要な従事者の確保に向けてどのように取り組むかについても記載すること。)

A4用紙2枚1,600字以内とし、資料がある場合は、別紙としてA4用紙1枚以内で添付してください。(末尾に文字数を記載))

(○○○字)

選考項目6 事業者について

(A4用紙1枚800字以内とし、資料がある場合は、別紙としてA4用紙1枚以内で添付してください。(末尾に文字数を記載))

(○○○字)

その他

(A4用紙1枚800字以内とし、資料がある場合は、別紙としてA4用紙1枚以内で添付してください。(末尾に文字数を記載))

(○○○字)

備考

1 各事業所・施設において使用している勤務割表等により、当参考様式の(1)~(12)の内容が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません(ただし、勤務実績ではなく、特定施設入居者生活介護の指定を受ける時点での計画内容がわかるものとしてください)。

2 当参考様式を提出する場合は、本表に加え、別シート「シフト記号表」も提出してください。

3 本表及び「シフト記号表」の作成にあたっては、別シート「記入方法」に沿って入力してください。

計画

(1) 事業所における常勤の従業員が勤務すべき時間数

時間/日

時間/週

時間/月

(3) 特定施設入居者生活介護の指定を受ける時点での入居者数内訳(予定)

当月の日数

30日

(2) 日中 / 夜勤の時間帯の区分

日中(夜勤時間帯以外)の時間帯	9:00	~	17:00
夜勤時間帯	17:00	~	9:00

自立	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5

No	(4) 職種	(5) 勤務 形態	(6) 資格	(7) 氏 名	日中／夜勤時間帯 の区分	(8) 勤 務 時 間 数																												(9)1～4週目 の勤務時間 数合計	(10) 週平均 勤務時間数	(11) 兼務状況 (兼務先/兼務する職務の内容 /兼務時間数))			
						1週目							2週目							3週目							4週目										5週目		
						1 火	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日	7 月	8 火	9 水	10 木	11 金	12 土	13 日	14 月	15 火	16 水	17 木	18 金	19 土	20 日	21 月	22 火	23 水	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月						
1					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
2					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
3					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
4					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
5					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
6					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
7					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
8					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
9					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
10					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
11					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
12					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
13					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
14					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
15					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
16					シフト記号 日中の勤務時間数 夜勤時間帯の勤務時間数																																		
17					シフト記号 日中の勤務時間数																																		

14

(様式 2)

令和 年 月 日

誓 約 書

(宛先) 旭川市長

指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定候補者に係る応募を行うに当たり、「令和 6 年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者募集要領」に定める参加資格要件に該当する事業所及び運営法人であることを誓約します。

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート

法 　　　　　：「介護保険法」(平9法123)
基準条例：「旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平25旭川市条例29)
解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平11老企25)
募集要領：「令和6年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者募集要領」

確認項目	基準	チェック欄	根拠法令	備考
1 ・設備 ・構造	指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるか。		・建築図面 (募集要領2-(2)-アのみ) ・建築確認申請書等	法：第74条第2項 基準条例：第222条第1項
	2 1を満たさない場合、市長が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて認めた、本道かつ平屋建ての指定特定施設の建物の場合、次のいずれかの要件を満たしているか。			
2	スプリンクラーの設置、内装材等への難燃性材料の使用、調理室等の防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。		(いずれも募集要領2-(2)-(ア)のみ) ・消防用設備等検査済証 ・スプリンクラー設備配置図 ・当該設備写真(撮影日時記載)	基準条例：第222条第2項 解釈通知：第三の十の20の(1)準用(第三の八の20の(2))
	非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。			
	避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等による円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施及び配置人員の増員等による円滑な避難が可能なるものであること。			
	一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。			
3	ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができる。		・建築図面(各部屋の用途がわかるもの)	基準条例：第222条第3項
	4 介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たしているか。			基準条例：第222条第4項 解釈通知：第三の十の20の(3)
4	介護居室		・建築図面(各部屋の用途がわかるもの) (募集要領2-(2)-アのみ) ・浴室については、設備の写真	基準条例：第222条第4項第1号、附則(平18厚労令33)第2条 解釈通知：第三の十の20の(2)、(3)
	イ 個室であるか(利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる(夫婦で居室を利用する場合等に限る。))。			
	ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。			
	ハ 地階に設けていないか。			
	ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。			
	一時介護室			
	介護を行うために適当な広さを有しているか。			
	浴室			
	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。			
	便所			
5	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。		基準条例：第222条第4項第4号	
	食堂		基準条例第222条第4項第5号 解釈通知：第三の十の20の(3)	
	機能に十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。		基準条例：第222条第4項第6号	
	機能訓練室			
6	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。			

特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート

法：「介護保険法」(平9法123)
基準条例：「旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平25旭川市条例29)
解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平11老企25)
募集要領：「令和6年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者募集要領」

確認項目	基準	チェック欄	提出を求める書類等	根拠法令	
				基準条例：第222条第5項 解釈通知：第三の十の20の(4)	備考
・設備 ・構造	5 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされているか。		・ 建築図面		
	6 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けているか。		(募集要領 2 - (2) - アのみ) ・ 消防用設備等検査済証 ・ 非常用設備の位置図	基準条例：第222条第6項	
	7 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。		(募集要領 2 - (2) - アのみ) ・ 建築基準法第6条第1項による(第87条第11項により準用する場合を含む)確認を受けたことを証する書類の写し	基準条例：第222条第7項	

基準に適合している場合は「○」を記入し、代替措置等により該当しない場合は斜線を引き、備考欄に記載すること。

令和6年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者選定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき実施する介護保険法（平成9年法律第123号）第70条及び第115条の2の規定による指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者等」という。）に係る指定を受けようとする法人（以下「指定候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選定）

第2条 この要領における選定は、令和6年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者募集要領に基づき応募した法人（以下「応募者」という。）を対象とし、旭川市が行うものとする。

（選定委員会等による審査方法）

第3条 この要領に基づき実施する選定は、旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者選定委員会における審査及び長寿社会課職員による審査によって行うものとする。

- 2 前項に規定する選定委員会は、福祉保険部長、保険制度担当部長、福祉保険課長、長寿社会課長、介護保険課長、指導監査課長及び旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を構成する委員のうち、市長が委嘱する者2名により構成し、各委員は、独立して審査を行うものとする。
- 3 前項に規定する委員による審査は、別表1の選考項目欄中1から6までに掲げる審査事項ごとに、当該審査事項の配点の範囲内の点数を付すことにより行うものとする。
- 4 前項の規定により、配点の範囲内で付す点数は、別表1の評価の基準に従い、定められた範囲内の点数とする。
- 5 長寿社会課職員による審査は、別表1の選考項目欄中7に掲げる審査事項について、当該審査事項の配点を付すことにより行うものとする。

（選定方法）

- 第4条 指定候補者の選定は、前条第4項に基づきそれぞれの選定委員が審査した審査事項毎の点数のうち、最高点及び最低点を除く点数の合計に、同条第5項に基づき審査した点数に委員数を乗じた点数を加えた点数（以下「合計評価点数」という。）が高い応募者から優先順位を付すものとする。ただし、合計評価点数が満点の2分の1を超えない応募者は、選定から除くものとする。
- 2 指定候補者の選定は、前項の規定により付された優先順位が上位の応募者から順に行うものとし、選定された応募者の床数の合計が224床以下で、224床に最も近い床数となるように行うものとする。
 - 3 合計評価点数が同点であって、かつ、そのいずれかの指定候補者を選定する場合は、選定委員会の合議により順位を決定する。
 - 4 選定されなかった応募者（以下「補欠者」という。）の中に、選定された応募者の床数の合計と224床の差以下の床数の整備を計画する者がいるときは、合計評価点数その他の状況から判断し、指定候補者に選定することがある。
 - 5 指定候補者の辞退があったときは、補欠者の中から繰り上げて選定することがある。この場合においても、選定後の指定候補者の床数の合計が224床以下で、224床に最も近い床数となるように選定するものとする。

（雑則）

第5条 旭川市社会福祉審議会条例（平成12年旭川市条例第30号）第8条第2項の規定による専門分科会長は、指定特定施設入居者生活介護の整備等に関し必要があると認めたときは、その内容等について意見を付することができる。

別表 1 選考項目，審査事項及び配点

選考項目，審査事項及び着眼点		配点
1 趣意・運営方針等について		2 0
1 特定施設入居者生活介護指定に係る趣意・動機，運営方針は適切か		2 0
事業者の指定に係る趣意や運営方針が，福祉の理念に基づいたものとなっているか		
2 入居者の処遇等について		4 0
1 入居者の処遇に関し，取組が適切に検討・実施されているか		2 0
以下の項目について，どのような取組を検討・実施しているか。 ・認知症高齢者への対応が検討・実施されているか ・高齢者虐待予防への対応が検討・実施されているか ・災害，緊急時の対応等が検討・実施されているか ・個人情報保護の方策が検討・実施されているか ・苦情解決の体制が検討・実施されているか ・感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止策が検討・実施されているか ・感染症への対応が検討・実施されているか ・事故発生の防止の検討・実施されているか ・協力医療機関との連携体制が構築が検討・実施されているか ・入居者に対するサービスの質の向上に関する取組が検討・実施されているか		
2 入居者の処遇向上の取組が適切に検討・実施されているか		2 0
・入居者の生きがい増進に資する取組を検討・実施しているか ・入居者の機能訓練等を意識した処遇を検討・実施しているか		
3 事業所の立地について		1 0
1 事業所の立地，周辺環境はどうか		1 0
・立地は中心市街地（「旭川市中心市街地活性化基本計画」に定める「計画区域」参考： https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/747/749/p005614.html ）又は特定施設入居者生活介護の事業所や床数が少ない圏域（東旭川・千代田，末広・東鷹栖，春光・春光台，北星・旭星圏域）であるか。 ・日常生活上必要な施設（スーパー，銀行，行政機関等）が周辺にあるか ・公園，社会教育施設等が周辺にあるか ・交通機関等，入居者や家族が利用しやすい環境か		
4 地域社会への貢献等について		1 0
1 地域社会への貢献，地域福祉に寄与する計画か		1 0
地域社会との交流，地域社会への貢献，地域福祉活動に関する取組を行っているか。また，今後どのような検討がなされているか		
5 介護従事者の処遇等について		2 0
1 介護従事者の処遇等に関する考えはどうか		2 0
以下の項目について，どのような取組を行っているか。また，今後どのような取組を検討しているか。 ・介護従事者の給与，労働条件，職場の環境づくり等 ・介護従事者の定着，確保等 ・介護従事者の研修，キャリアアップ等 ・ICT 機器や介護ロボットの導入状況等		
6 事業者について		1 0
1 経営状況に問題はないか，実現性のある資金計画か		1 0
経営状況や資金計画に問題はないか		
小 計		1 1 0

選考項目	配点
7 有料老人ホーム等の状況について	
1 居室面積	10
全ての居室が13㎡以上	10
2 廊下幅	10
全ての廊下が1.8m以上	10
3 エレベーター	10
ストレッチャーが収納可能。又は当該施設が平屋である。	10
4 食堂	10
一人あたり2㎡以上	10
5 土地・建物	10
自己所有又は賃貸借契約済	10
6 リビングの有無	10
各階にリビングがある。又は当該施設が平屋であって、リビングがある。	10
7 便所の配置	10
各階に複数又は各個室にあり	10
8 機械浴設備の有無（整備区分アのみ）	10
機械浴設備あり	10
9 令和6年4月1日現在の入居率（整備区分アのみ）	10
90%以上	10
10 特定施設入居者生活介護事業所を運営しているか（整備区分イのみ）	20
運営している。	20
小 計	90
合 計	200

評価の基準

配点	非常に良い (A)	良 い (B)	十 分 (C)	やや十分でない (D)	まったく十分でない (E)
10点の項目	10～9	8～7	6～4	3～2	1～0
20点の項目	20～17	16～13	12～8	7～4	3～0

審議事項第 1 号 補足資料

1 特定施設入居者生活介護の概要

① 特定施設入居者生活介護とは

「特定施設」に入居する者に対し行われる、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話のことで、介護保険の対象となるサービス。

② 特定施設とは

特定施設になることができる施設は次のとおりで、この中で基準を満たした施設が指定特定施設入居者生活介護事業所となる。

- ・ 有料老人ホーム（に該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

③ 住宅型有料老人ホームとの主な違い

	特定施設入居者生活介護	住宅型有料老人ホーム
介護サービス	施設職員が提供（24h）	訪問介護事業所などを利用
人員配置	介護保険法で規定されている (例)要介護者：看護等介護職員＝3:1	法令上の規定はない (通知による指針はあり)
設備基準	介護保険法で規定されている (例)機能訓練室や食堂の設置	法令上の規定はない (通知による指針はあり)

④ 特定施設の種類

特定施設には、「混合型特定施設」と「介護専用型特定施設」があり、前者は自立・要支援・要介護の誰もが入居できるが、後者は要介護者及び配偶者等に限られる。

旭川市では従来から混合型特定施設のみを整備しており、令和6年度も同様の予定。

2 審議事項第1号の内容の位置づけ

特定施設入居者生活介護は、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で定めた224床の範囲内で指定を行うため、基準を満たすだけでは指定を受けられません。

限られた床数を、より良い事業者を整備いただくため、あらかじめ指定の申請を行うことができる者（指定候補者）を長寿社会課で選定します。

指定候補者となった事業者は、定められた期限までに指導監査課へ指定を受けるための届出を行い、基準を満たしていれば指定を受けることができます。

【旭川市における特定施設入居者生活介護の指定までの流れ】

